

子・親・地域 三つの笑顔が輝くまち

このほど、大崎市次世代育成支援行動計画「後期計画」を策定しました。この計画は、子育てと仕事の両立支援と等しい保育サービスの提供を柱に、よりよい子育ての環境づくりを推進していくためのものです。計画の期間は平成二十二年度から平成二十六年度までの五年間です。計画の概要をお知らせします。

◎ 子育て支援課 ☎6045

急速に進む少子化は、子どもを取り巻く環境をも大きく変化させ、社会全体に深刻な影響を与えます。

そこで、国・地方公共団体および事業主が一体となって十年間の集中的・計画的な取り組みを推進するために、平成十五年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律に基づき、次代を担う子どもとすべての子育て家庭を支援するため、安心な子育てができて、親子が健やかに成長できるまちづくりを総合的に推進するための指針として策定したものが「次世代育成支援行動計画」です。

3. 子どもの健全育成と教育環境の整備

地域の人材や教育資源を活用した体験学習の実施など魅力ある学校づくりを進めるとともに、学校内だけでなく家庭や地域での教育環境を整えます。そして、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して子どもの成長を促す地域環境づくりに努めます。

4. 安心して子育てをするための環境整備

子どもが安心して利用できる施設整備や施設の機能強化、各公共施設の開放などを進めて快適な子育てができる環境をつくりまします。

ができる環境づくりを推進し「宝の都(くに)・大崎(ずつ)とおおさき・いつかはおおさき」の将来像を目指します。

計画の基本理念

子・親・地域 三つの笑顔が輝くまちーおおさきー
安心して子育てができるまちづくり

「待機児童ゼロを目指して」

おおさきで暮らしながら、母親が安心して妊娠・出産を迎えられること、そして、父親とともに充実した子育てができることが大切です。また、子どもたちが健康でのびのびと成長していくことができる社会が理想です。そのためには、子育てを社会全体の問題としてとらえ、子育てしている親だけでなく、地域全体で子育て世代を支援します。

計画の要旨

1. 親子の健康の確保・増進

子どもと子育て世代を取り巻く環境の変化からくる不安を取り除き、安心して子どもを生育させることができる地域社会の実現を目指します。母子の健康づくりに関する相談や妊産婦・新生児の訪問指導、健康診査の充実、小児医療体制の充実を図るなど、親と子がともに健やかに成長できる環境整備に努めます。

また、食育や規則正しい生活習慣の重要性、喫煙や飲酒の有害性を啓発し、子育ての方法などを学ぶ機会や仲間づくりを支援します。

2. 子育て支援サービスの充実

利用者の声を反映し保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や、地域の子育てに関する情報の提供や、子育てを地域で支援するための住民同士の連携意識を高めます。待機児童解消を最優先課題として、子育ての拠点となる子育て支援センターの機能や学童保育の充実を図ります。

児童虐待問題では、地域と行政が連携したネットワークを強化し、虐待の防止・早期発見・対応に努めます。

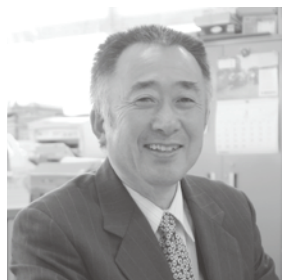
また、相談機能を充実させ、ひとり親家庭への就業支援や経済的支援など、自立に向けた支援を推進します。障害児への支援としては、各種給付事業のほか、保育所入所や就学相談など子どもの障害に合った対応ができるよう施策の充実を図ります。

6. 子育て家庭への経済的支援

近年の少子化傾向の大きな要因となっている子育てに関する経済的負担を総合的に支援します。具体的には、新たに始まる子ども手当をはじめとする各種手当等の充実や、保育料の軽減、医療費の助成などに取組みます。

計画の進捗管理

本計画は、子どもと子育て家庭に関わるさまざまな行政サービスを総合的に展開していくために、関係各課による横断的な推進体制を整備し、効果的かつ効率的に推進します。計画の進捗状況は年度ごとにとりまとめ公表し、さらに、外部委員による点検・評価を受け、必要に応じてその後の対策の実施等に反映させていきます。



大崎市次世代育成支援行動計画地域協議会 委員長 安藤昭一さん

医療、福祉、教育、そして地域の代表など各分野の16人の委員の皆さんと、親の視点だけでなく、子どもにとってはどうなのか、とことん話し合いました。

計画の策定に当たっては、課題を出し合い、いかに解決のための道筋をつけていくかという議論を繰り返し、要望を挙げるだけでなく、実現可能なものなのかよく見極めて、委員の理解のもとに作り上げることができました。

子どもは地域の宝です。地域の横のつながりを大切に、地域で子どもを育てる社会ができることを望みます。

5年後の目標			
項目	指標	現状	目標
通常保育	定員数	2,045人	2,450人
	設置個所数	26個所	31個所
延長保育	定員数	-	827人
	設置個所数	23個所	28個所
一時保育	定員数	50人	60人
	設置個所数	5個所	6個所
特定保育	定員数	10人	10人
	設置個所数	1個所	1個所
病後児保育(病児・病後児型)	定員数	3人	6人
	設置個所数	1個所	2個所
病後児保育(体調不良型)	定員数	2人	2人
	設置個所数	1個所	1個所
地域子育て支援センター	設置個所数	7個所	7個所
つどいの広場	設置個所数	7個所	7個所
ファミリーサポートセンター	設置個所数	1個所	1個所
学童保育	定員数	1,015人	1,200人
	設置個所数	25個所	29個所

